

「日本の展望」における統計データに関する提言についての見解

平成 22 年 4 月 16 日  
総務省統計局

「研究者」の定義について

- ・ 学術会議の提言では、科学技術研究調査の研究者の定義は、諸外国に比べてかなり広く捉えた定義となっており、そのため、例えば米国の統計に比べて、我が国の人口あたりの研究者数は相対的に過大に計上される結果となっていると指摘されている。
- ・ フラスカティ・マニュアルにおいては、研究者の定義を「新しい知識、製品、行程、方法、システムの考案及び創出、または関連するプロジェクトの管理に従事する専門家」としており、博士号取得を前提とはしていない。また、「R&Dに従事する PhD レベルの大学院生は研究者と見なすべき」としている。
- ・ 科学技術研究調査の研究者の定義は、フラスカティ・マニュアルに準拠したものとなっており、フランス、ドイツ、イギリスなどの諸外国と同様に博士号取得を要件としてはいない。むしろ米国は、博士号取得者のほか大学院生のみを研究者としており、例外的であると考ええる。

「応用研究」の定義について

- ・ 学術会議の提言では、科学技術研究調査は、「基礎研究により発見された知識を利用」することを前提としているため、フラスカティ・マニュアルに準じていないと指摘されている。
- ・ 科学技術研究調査においては、昭和 53 年にフラスカティ・マニュアルに準じたものとなるように定義の見直しを行った。その際に、正確な記入が得られるようにできる限り表現を具体化した。
- ・ 他方、提言中でも述べられているように、近年の科学の発展と研究活動のあり方の変化に伴い、基礎研究と応用研究の境界はますます難しくなりつつあり、研究者の意識の中でも混在している状況もある。なお、基礎と応用の区別については、ドイツは企業のみ、イギリスは企業、政府のみが行っている。
- ・ 統計調査を行う現場では、正確な記入の確保が必要である。今後、定義の見直しを行うに当たっては、学会や政策当局におけるコンセンサスを得ていただくことが重要であると考えている。

組織体制の確立について

- ・ 学術会議の提言においては、学術研究統計データを長期的に取得し分析する組織体制を早急に確立し、これらにより国際的な比較の基礎を作って学術政策の立案に資する必要があるとされている。
- ・ この点については、科学・学術行政全体の課題と認識しており、総務省としても、科学技術研究調査を所管している立場から、積極的に協力して参りたいと考えている。